

27契第 1888 号  
平成 28 年 3 月 15 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平  
(公印省略)

### 工事の請負業者賠償責任保険の加入の義務付けについて(通知)

このことについて、下記のとおり、本市発注工事の受注者に対して、請負業者賠償責任保険(以下「保険」という。)の加入の義務付けを行うこととなりましたので、対応方よろしく願いいたします。

記

#### 1. 請負業者賠償責任保険の加入の義務付けについて

設計図書(設計書鏡又は特記仕様書)に下記記載がある場合には、受注者に対して保険の加入を義務付けます。(設計図書を省略することができる小額工事は除きます。)

##### 【記載内容】

不測の事故に適切に対応できるよう、請負業者賠償責任保険に加入していること。(契約時に加入していれば可。)その証券の写しを遅滞なく提出すること。

##### ～請負業者賠償責任保険とは～

工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険  
契約方式には下記の2つがあります。

「個別スポット契約」→個々の工事ごとに保険に加入

保険期間は基本工期プラス 14 日(工事目的物の引渡しまでの期間)  
(当該期間より長めに設定することが可能)

「年間包括契約」→あらかじめ定めた(暫定的に定め、最終的に確定した段階で精算する)受  
注者が行うすべての工事について一括して保険に加入  
保険期間は1年間

#### 2. 保険の契約方式及び規模について

設計図書に具体的な定めのない場合は下記のとおりとします。

### **(1) 保険の契約方式**

保険の契約方式は「個別スポット契約」又は「年間包括契約」のどちらでも可とします。

### **(2) 保険の規模**

保険の規模は受注者の判断によるものとします。ただし、不測の事故に適切に対応できるよう工事規模、場所等を勘案して加入してください。

## **3. 保険の加入確認について**

契約締結時に契約書とともに保険加入証書の写しを契約担当課へ提出してください。

## **4. 保険期間の注意点について**

### **(1) 個別スポット契約の場合**

- ・保険期間は契約日から工事目的物の引渡しまでの期間(基本は、工期プラス14日。ただし、引渡しが工期後14日を超える場合は、引渡し日まで。)保険が対応できる期間とします。余裕期間を利用する場合は着工日から工事目的物の引渡しまでの期間とします。
- ・保険の契約期間を超えての変更契約となった場合は、工事担当課へ変更後の工事目的物の引渡しまでの期間を含む保険期間の証書の写しを提出してください。

### **(2) 年間包括契約の場合**

- ・工期の途中で保険の期間が切れたら、工事担当課へ速やかに新しい保険加入証書の写しを提出してください。

## **5. 適用時期**

平成28年4月1日以降に契約する工事案件から適用します。